

【整理解雇は必要であったのか】

乗員組合は団体交渉の中で“整理解雇そのものの必要性”について、事業計画や乗員計画を中心にして何度も説明を求めましたが、会社から納得できる説明は行われませんでした。返答に窮した経営は団体交渉の中で「人員削減をしなければ債権者が納得しない」「整理解雇の目標が達成できなければ更生計画の認可を受けられず二次破綻する」「金融機関の理解を得られなかったら、この事業はここでもう終わりだ」などの恫喝的な発言を繰り返しました。

解雇強行後の2011年3月9日の衆議院国土交通委員会において企業再生支援機構の水留浩一氏（常務取締役・当時）は、「銀行が整理解雇しなさいという個別具体的に要望を聞いたことはない、先方からコメントを頂いたこともない」と証言しました。この発言によってそれまで職場に執拗に続けられてきた「債権者から解雇をするという約束があったから解雇せざるを得ない」との発言が虚偽であったことが明らかになりました。つまり虚偽の発言の結果165名もの解雇が強行されたのです。そして整理解雇だけに留まらず、それまで労使で守られてきた40を超える勤務協定が一方的に破棄され、会社に残った社員に対しても40%を超える賃金カットや多くの労働条件の切り下げが強行されたのでした。